

## 個人事業主対象

# 源泉徴収事務指導会

従業員や専従者、パート・アルバイトなどを雇用している場合は、税務署への給与の報告や給与支払いの際に所得税を差し引いて納付する「源泉徴収」の手続きが必要です。四国税理士会松山支部の協力を得て、源泉徴収事務指導会を開催いたしますので、対象となる方はご参加ください。

納付・報告期限

7/10

日時

令和8年 7月1日(水)～3日(金)

7月6日(月)～7日(火)

<午前> 9:00～12:00

<午後> 13:00～16:00

完全  
予約制

ネット予約はこちら



希望日の2日前までにご予約ください

※お一人30分間 ※当期間以外の源泉徴収の指導は行いません。

場所

松山商工会館 5階 第三会議室

(松山市大手町2-5-7)

対象

従業員、専従者、パート・アルバイトを雇用し、給与などの支払いがある個人事業主の方

※税理士の指導を受けておらず、前々年分の課税売上高が3000万円以下かつ

前年分の所得(専従者控除前または青色特典控除前)が400万円以下の方

※給与額が所得税のかからない範囲であっても、給与支払額の報告が必要です。

※従業員がおらず、給与の支払いがない方は、ご出席の必要はございません。

持参物

✓ 源泉所得税の納付書(住所・氏名が印字されたもの)

※昨年、年末調整の書類とともに税務署から郵送されています

✓ 令和8年分 給与所得者の源泉徴収簿

✓ 令和8年分 給与所得者の扶養控除申告書

✓ 過去2年分の源泉徴収簿および納付済み納付書の控え

(源泉所得税の還付請求処理をした場合は、必ず控えをご持参ください)